

平成29年12月16日 松高線 総合医療センター延伸に関するお知らせ

(停留所新設と名称変更による定期券の区間変更手続き等について)

松戸新京成バスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 現在お持ちの通勤・通学定期券について、**利用区間を総合医療センターまでに変更を希望されるお客さまは、無手数料にて対応させていただきます**ので、お手数ですが当該定期券を定期券発売所までご持参のうえ、お手続きをお願いいたします。

1. 停留所新設・名称変更について

新設停留所	総合医療センター			
名称の変更	新	県立松戸高校 ←	旧	県立松高前
	新	上本郷郵便局 ←	旧	市立病院前

(1) 名称変更に関する取り扱いについて

定期券の有効期限まで旧名称のままご利用いただくことが可能ですが、新名称への書き換えを希望されるお客さまには、無手数料にて対応させていただきます。

2. 対象となる定期券について

- ① 路線名：松高線
- ② 現在お持ちの定期券（**利用開始日が平成29年12月15日以前**）で改正後も有効な定期券

3. 区間変更にかかる運賃の精算例

- ① **松戸駅東口⇄県立松高前** 有効期間が平成29年11月21日～平成30年2月20日までの3カ月定期券をお持ちのお客さまが、松戸駅東口⇄総合医療センターまでの定期券へ平成29年12月10日に区間変更される場合。

新定期券 (230円運賃)	現在お持ちの定期券 (220円運賃)	12月16日からの 残存日数	=	お支払いいただく金額
28,220円	26,930円	67日		
			現在の定期券の有効日数	=
			92日	

10円未満切り上げ

(平成29年11月21日～平成30年2月20日)

⇒ 有効期限が平成30年2月20日までの松戸駅東口⇄総合医療センターの新定期券を発行いたします。

- ② **松戸駅東口⇄千駄堀口** 有効期間が平成29年12月11日～平成30年1月10日までの1カ月定期券をお持ちのお客さまが、松戸駅東口⇄総合医療センターまでの定期券へ平成29年12月25日に区間変更される場合

新定期券 (230円運賃)	現在お持ちの定期券 (220円運賃)	受付日翌日からの残存日数	=	お支払いいただく金額
9,900円	9,450円	16日		
			現在の定期券の有効日数	=
			31日	

10円未満切り上げ

(平成29年12月11日～平成30年1月10日)

⇒ 有効期限が平成30年1月10日までの松戸駅東口⇄総合医療センターの新定期券を発行いたします。

- ③ 北松戸駅⇄県立松高前の定期券をお持ちのお客さまが、北松戸駅⇄総合医療センターまでの定期券へ区間変更される場合

⇒ **運賃の変更はございません。無手数料にて新定期券を発行いたします。**

4. 本件お知らせに関する注意事項について

(1) 無手数料での変更取り扱い期限について

- ① 1カ月定期：平成29年12月5日～平成30年1月14日
- ② 3カ月定期：平成29年12月5日～平成30年3月14日

※現在お持ちの定期券の有効期限を超えてのお取り扱いはできません。

(2) 書き換え・区間変更手続き後の定期券の有効期限について

- ① 無手数料による書き換え・区間変更手続きによって、新定期券の有効期限が延長になるものではありません。

5. 発売開始日について

- ① 新規定定期券はご利用開始日の7日前、継続定期券はご利用開始日の14日前より発売開始となります。

その他ご不明な点等については、下記までお問合せください。

【お問い合わせ】松戸新京成バス株式会社

TEL.047-387-0388